

令和元年度

不当労働行為事件に係る審査の期間の目標の達成状況

当委員会では、平成25年3月から、審査の期間（処理日数）の目標を「1年6か月」から「1年」に短縮しています。

労働組合法第27条の18の規定に基づき、不当労働行為事件に係る審査の期間の目標の達成状況その他審査の実施状況を次のとおり公表します。

1 令和元年度係属事件数

1件

2 過去5年間に終結した事件の平均処理日数

次表のとおり

年度別平均処理日数

（単位：日）

区分 年度	総 平 均	内 記					(参考) 全 国 平 均 ※暦年
		命令・決定	和 解 ・ 取 下				
			取 下	関与和解	無 関 与 和 解	平 均	
27	(2) 230			(2) 230		(2) 230	417
28							429
29	(1) 242	(1) 242					414
30	(2) 352	(1) 548		(1) 157		(1) 157	418
元	(1) 156			(1) 156		(1) 156	454

(注) () は終結件数